

第25期

# 定時株主総会 招 集 ご 通 知

■ 開催日時

2016年6月23日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

■ 開催場所

東京都文京区後楽二丁目6番1号  
飯田橋ファーストタワー 地下1階  
ベルサール飯田橋ファースト

目 次

招集ご通知 ..... 1

株主総会参考書類 ..... 3

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

(提供書面)

事業報告 ..... 20  
連結計算書類等 ..... 42  
監査報告書 ..... 48

朝日工業株式会社

証券コード：5456

証券コード 5456  
2016年6月3日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目23番5号  
(本店所在地：埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地)  
朝 日 工 業 株 式 会 社  
代表取締役社長 村 上 政 徳

## 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2016年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2016年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区後楽二丁目6番1号  
飯田橋ファーストタワー 地下1階 ベルサール飯田橋ファースト
3. 目的事項  
報 告 事 項
  1. 第25期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第25期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
  - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
  - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asahi-kg.co.jp/ir/event/shareholder.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asahi-kg.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要事項と認識しており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。

第25期につきましては、2015年8月に創業80周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、以下のとおりにしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき40円（うち、普通配当30円・記念配当10円）

配当総額 280,000,000円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年6月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。
  - (2) 迅速な意思決定を行うため、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することができるよう、重要な業務執行の決定の委任に係る定款規定を新設するものであります。
  - (3) 会社法の一部を改定する法律が2015年5月1日に施行され、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役に ついても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分発揮できるようにするため、責任限定契約に係る定款規定を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
  - (4) 業務執行の高度化に対応するため、執行役員に係る定款規定を新設するものであります。
  - (5) 上記の各変更に伴い条数の変更を行うものであります。
- なお、本定款変更は、本株主総会の終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

### 2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                       | 変 更 案                         |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 第1章 総則                        | 第1章 総則                        |
| 第1条～第3条 (条文省略)                | 第1条～第3条 (現行どおり)               |
| (機関)                          | (機関)                          |
| 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会                      | (1) 取締役会                      |
| (2) <u>監査役</u>                | (2) <u>監査等委員会</u>             |
| (3) <u>監査役会</u>               | (削除)                          |
| (4) <u>会計監査人</u>              | (3) <u>会計監査人</u>              |
| 第5条～第19条 (条文省略)               | 第5条～第19条 (現行どおり)              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は<u>15</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は<u>5</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>監査等委員である取締役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                      | 変 更 案                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                         | 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>                                        |
| (新設)                                                                         | 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>                      |
| (代表取締役および役付き取締役)<br>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。                           | (代表取締役および役付き取締役)<br>第23条 取締役会は、その決議によって取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）の中から代表取締役を選定する。                           |
| 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役会長および取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 | 2 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u> の中から取締役社長1名、取締役会長および取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 |
| 第24条 （条文省略）                                                                  | 第24条 （現行どおり）                                                                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 5 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 2 6 条 (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 2 7 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名を行う。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 5 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 2 6 条 (現行どおり)<br/>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 2 7 条 当会社は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 2 8 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名を行う。</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は5名以内とする。</p> | <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第32条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| <p>(選任方法)</p> <p>第 3 3 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 3 4 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 会社法329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任の決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>3 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 3 5 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                    | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                             | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名を行う。</p>                              | (削除)  |
| <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>                                                                           | (削除)  |
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                   | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第 4 1 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 3 4 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 3 5 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第 3 6 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款                       | 変 更 案                                                                                                                                               |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                          | <u>(監査等委員会の議事録)</u><br>第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。                                |
| (新設)                          | <u>(監査等委員会規則)</u><br>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。                                                                       |
| 第6章 会計監査人<br>第42条～第43条 (条文省略) | 第6章 会計監査人<br>第39条～第40条 (現行どおり)                                                                                                                      |
| 第7章 計算<br>第44条～第47条 (条文省略)    | 第7章 計算<br>第41条～第44条 (現行どおり)                                                                                                                         |
| (新設)                          | <u>附則</u><br><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br>第25期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。 |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時（本株主総会の終結の時）をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | むら かみ まさ のり<br>村 上 政 徳<br>(1955年12月25日生) | 2007 年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ<br>執行役員コーポレート・コミュニケー<br>ション部長<br>2009 年 4 月 興和不動産株式会社常務執行役員ソリュー<br>ション事業本部副事業本部長<br>2010 年 7 月 同社常務取締役・常務執行役員ソリュー<br>ション事業本部長<br>2012 年10月 新日鉄興和不動産株式会社常務取締役・<br>常務執行役員営業推進本部長兼賃貸住宅<br>事業本部長<br>2013 年 4 月 保土谷化学工業株式会社常務執行役員<br>2013 年 6 月 同社取締役・常務執行役員<br>2015 年 5 月 当社特別顧問<br>2015 年 6 月 当社代表取締役社長（現任） | 2,700株              |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2          | なか むら のり ゆき<br>中 村 紀 之<br>(1957年9月16日生) | 1981 年 4 月 西武化学工業株式会社（当社の前身）入社<br>2001 年 6 月 当社取締役企画室長兼経理財務部長<br>2002 年 2 月 当社取締役管理本部経理財務部長<br>2006 年 6 月 当社常務取締役管理本部長<br>2011 年 5 月 当社常務取締役管理本部長兼環境管理部長<br>2014 年 2 月 当社常務取締役管理本部長<br>2015 年 4 月 当社常務取締役鉄鋼建設資材本部長(現任)                                                                                                        | 9,400株              |
| 3          | や ぐち まこと<br>矢 口 誠<br>(1953年12月14日生)     | 2005 年 1 月 全国農業協同組合連合会本所肥料農薬部<br>東京肥料農薬事業所長<br>2008 年 5 月 同会本所総合企画部次長<br>2010 年 7 月 同会本所総務部長<br>2012 年 1 月 同会本所審議役当社出向<br>2013 年 3 月 同会本所審議役当社出向<br>管理本部海外事業戦略部長<br>2013 年 6 月 当社取締役管理本部海外事業戦略部長<br>2014 年 2 月 当社取締役農業資材本部副本部長<br>2015 年 4 月 当社常務取締役管理本部長（現任）                                                                 | 2,100株              |
| 4          | ひろ せ きよし<br>広 瀬 清<br>(1958年1月28日生)      | 1981 年 4 月 西武化学工業株式会社（当社の前身）入社<br>1998 年 6 月 当社関西肥料事業部営業部長<br>2003 年10月 当社農業資材本部肥料事業部営業三部長<br>2008 年 6 月 当社取締役農業資材本部肥料事業部副事業<br>部長兼営業三部長<br>2009 年 6 月 当社取締役農業資材本部肥料事業部長<br>2010 年 6 月 当社取締役農業資材本部肥料事業部長<br>兼営業二部長<br>2014 年 7 月 当社取締役農業資材本部肥料事業部長<br>2015 年 4 月 当社取締役農業資材本部副本部長<br>兼肥料事業部長<br>2016 年 4 月 当社取締役農業資材本部副本部長（現任） | 7,600株              |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 5          | いな ば すすむ<br>稲 場 進<br>(1957年10月18日生) | 1982 年 4 月 西武化学工業株式会社（当社の前身）入社<br>2000 年 4 月 当社農業資材本部農芸事業部園芸部長<br>2003 年10月 当社農業資材本部農芸事業部種苗園芸部長<br>2007 年12月 当社管理本部企画室長<br>2008 年 4 月 当社管理本部経営企画部長兼広報室長<br>2010 年 6 月 当社取締役管理本部総合企画部長<br>2014 年 3 月 当社取締役管理本部副本部長兼経営企画部<br>長兼総務部長<br>2014 年11月 当社取締役管理本部副本部長<br>兼経営企画部長<br>2015 年 6 月 当社取締役管理本部副本部長（現任） | 6,800株              |
| ※<br>6     | くさ ま まさる<br>草 間 勝<br>(1956年2月18日生)  | 1979 年 4 月 西武化学工業株式会社（当社の前身）入社<br>2004 年 7 月 当社鉄鋼建設資材本部鉄鋼事業部ネジ鉄筋<br>営業部長<br>2006 年 6 月 当社管理本部埼玉事業所長<br>2014 年 2 月 当社管理本部総務部埼玉事業所長<br>2014 年11月 当社鉄鋼建設資材本部鉄鋼事業部<br>埼玉副工場長<br>2016 年 4 月 当社鉄鋼建設資材本部<br>埼玉工場長（現任）                                                                                          | 3,100株              |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. ※印は、新任の候補者であります。



#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時（本株主総会の終結の時）をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生ずるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                               | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | た じ ま い ち ろ う<br>田 島 一 郎<br>(1961年3月2日生)    | 1987 年 3 月 朝日工業株式会社 入社<br>2005 年 4 月 当社鉄鋼建設資材本部事業企画部長<br>2007 年 4 月 当社監査室長<br>2008 年 2 月 当社内部統制室長<br>2011 年 6 月 当社常勤監査役（現任）                                                                                                                                                              | 2,900株              |
| 2          | さ と う こ う<br>佐 藤 光<br>(1960年1月5日生)          | 2006 年 2 月 農林中央金庫事業再生部副部長<br>2008 年 4 月 同金庫福島支店長<br>2010 年 6 月 同金庫九州乳業株式会社出向<br>2012 年 6 月 同金庫法務部長<br>2013 年 6 月 当社特別顧問<br>2013 年 6 月 当社常勤監査役（現任）                                                                                                                                        | 1,300株              |
| 3          | あ ら が き り ょ う じ<br>新 垣 良 爾<br>(1951年5月16日生) | 1999 年 6 月 株式会社日本興業銀行参事<br>実華国際租賃有限公司出向<br>2002 年 10月 株式会社みずほコーポレート銀行国際企画部<br>付参事役実華国際租賃有限公司出向<br>2004 年 2 月 株式会社ミレニアムリテイリング<br>海外事業室長兼関連連事業室長<br>2010 年 7 月 興和不動産株式会社常勤監査役<br>2012 年 7 月 同社監査役<br>2012 年 10月 新日鉄興和不動産株式会社監査役<br>2013 年 6 月 当社社外監査役（現任）<br>2016 年 3 月 株式会社ジンテック社外監査役（現任） | 0株                  |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 4          | た じま しん いち<br>田 島 伸 一<br>(1949年6月16日生) | 1999 年 6 月 日本航空株式会社上海支店長<br>2005 年 5 月 株式会社JALナビア福岡代表取締役社長<br>2007 年 6 月 株式会社JALUX取締役総務人事部・法務部<br>担当<br>2008 年 6 月 同社取締役常務執行役員企画管理部門長<br>2009 年 6 月 同社代表取締役社長<br>2011 年 7 月 信友インターナショナル株式会社特別顧問<br>(現任)<br>2015 年 6 月 当社社外取締役(現任) | 0 株                 |
| ※<br>5     | はな えだ ひで き<br>花 枝 英 樹<br>(1947年9月12日生) | 1979 年 4 月 関東学院大学経済学部助教授<br>1988 年 4 月 成城大学経済学部教授<br>1996 年 4 月 一橋大学商学部教授<br>2000 年 4 月 一橋大学大学院商学研究科教授<br>2010 年 4 月 中央大学総合政策学部教授 (現任)<br>2011 年 4 月 一橋大学名誉教授                                                                     | 0 株                 |

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 新垣良爾氏、田島伸一氏および花枝英樹氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由
- ① 新垣良爾氏は、長年の銀行経験において経理・財務を経験するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、幅広い観点からご意見をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 田島伸一氏は、日本航空株式会社ならびに関係会社でのビジネス、経営に携わってこられており、海外勤務経験もあることから、幅広い観点からご意見をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ③ 花枝英樹氏は、過去に直接、企業経営に関与された経験はありませんが、経営学の専門家で、長年にわたり大学教授として実績を積み、豊富な学識経験と幅広い知見を有していることから、客観的な観点からご意見をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 田島伸一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、新垣良爾氏および田島伸一氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として同取引所に届けております。また、花枝英樹氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として同取引所に届ける予定であります。
7. 第2号議案「定款一部変更の件」および本議案が原案どおり承認可決され、田島一郎氏、佐藤光氏、新垣良爾氏、田島伸一氏および花枝英樹氏が監査等委員である取締役就任された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時（本株主総会の終結の時）をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生ずるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| なか たに てつ ろう<br>中 谷 哲 朗<br>(1947年6月1日生) | 1994 年 2 月 株式会社日本興業銀行事務集中部副部長<br>1999 年 6 月 同行株式会社興銀データサービス出向<br>2001 年 6 月 同行プラス・テク株式会社出向<br>2002 年 2 月 プラス・テク株式会社常務取締役<br>2009 年 6 月 当社社外監査役 | 0 株                 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中谷哲朗氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とする理由  
中谷哲朗氏は、長年培ってきたビジネス経験、知識を活かして、幅広い観点からご意見をいただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 補欠の監査等委員である取締役との責任限定契約について  
中谷哲朗氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。  
監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
5. 中谷哲朗氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

#### **第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時（本株主総会の終結の時）をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額230百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」の効力が生じると、取締役は6名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### **第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時（本株主総会の終結の時）をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額70百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」の効力が生じると、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2015年4月1日から  
2016年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用情勢の改善などを背景に緩やかな回復基調が続きましたが、中国を中心とした新興国経済の減速による景気下振れリスクの高まりなど、先行き不透明な状況となっております。

このような状況の中、当社グループは、「誠実で、公正、公平、誰からも愛される会社」として、「良い製品、良いサービスを提供し、地球環境に貢献し続ける」ことを経営ビジョンに掲げ、企業価値向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高は36,348百万円（前連結会計年度比2.4%増）、営業利益は1,915百万円（前連結会計年度比367.9%増）、経常利益は1,931百万円（前連結会計年度比454.4%増）となりました。また、東京鋼鐵株式会社に対する公開買付けに応じ、投資有価証券売却益を特別利益に407百万円計上したこと、および税効果会計に係る会計基準における会社区分の変更等を受けて、法人税等調整額を△527百万円計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は2,503百万円（前連結会計年度比355.5%増）となりました。

事業（セグメント）別売上状況は次のとおりであります。

| 区分                    | 第24期<br>(前連結会計年度)<br>(2015年3月期) | 第25期<br>(当連結会計年度)<br>(2016年3月期) | 前連結会計年度比  |           |
|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------|-----------|
|                       |                                 |                                 | 金額        | 増減率       |
| 鉄鋼建設資材事業              | 百万円<br>19,860                   | 百万円<br>19,853                   | 百万円<br>△7 | %<br>△0.0 |
| 農業資材事業                | 13,018                          | 13,821                          | 803       | 6.2       |
| 環境ソリューション事業           | 642                             | 620                             | △21       | △3.3      |
| 砕石砕砂・<br>マテリアルリサイクル事業 | 1,938                           | 2,010                           | 72        | 3.7       |
| その他事業                 | 151                             | 150                             | △1        | △0.9      |
| 調整額                   | △116                            | △108                            | 7         | -         |
| 合 計                   | 35,494                          | 36,348                          | 853       | 2.4       |

#### <鉄鋼建設資材事業>

鉄鋼建設資材事業の業績に影響を与える建設需要は、民間住宅関連は引き続き低調に推移するとともに、道路、下水道等を中心とした公共土木工事の減少も影響し、盛り上がりを欠いた展開となりました。主原料である鉄スクラップ価格は、第4四半期に入り大きく反転したものの、年間を通じては、中国からの半製品輸出による海外需要減少から、前年と比べ下落しました。

このような状況の中、需要にあった受注活動に努めた結果、販売数量は増加しましたが、製品販売価格が低位で推移したことにより、前年同期並みの売上高となりました。利益面では、コストダウン活動の効果に加え、製品販売価格を可能な限り維持したことで、鉄スクラップ価格との値差（メタルスプレッド）が拡大し、前年同期と比べ増益となりました。

この結果、売上高は19,853百万円（前連結会計年度比0.0%減）、セグメント利益は1,942百万円（前連結会計年度はセグメント利益65百万円）となりました。

### ＜農業資材事業＞

農業資材事業の業績に影響を与える肥料需要は、作付面積の減少、農産物価格の低迷、施肥の省力化などにより減少傾向となっております。

このような状況の中、主力事業であります肥料事業では、前年同期は消費税増税による前倒し出荷の反動による落ち込みがあったことに加え、家畜糞等の堆肥を原料とした「エコレット」の販売が拡大したことから、前年同期と比べ増収となりました。また、ホームセンター向けでは、季節の需要を取り入れた企画提案により、販売が拡大しました。一方、利益面では、原料コストの増加により、前年同期と比べ減益となりました。

なお、当期中に同業他社の肥料取締法違反事例が発生しましたが、当社肥料については、主要取引先や関係当局の検査・分析により問題ないことが確認されております。

種苗事業では、大玉トマトが競争激化の影響を受けて苦戦を強いられたものの、第4四半期に入り販売が好調であったことから、前年同期並みの売上高となりました。

乾牧草事業では、販売数量は前年同期並みとなりましたが、円安の影響により販売単価が上昇したことから、前年同期と比べ増収となりました。

この結果、売上高は13,821百万円（前連結会計年度比6.2%増）、セグメント利益は737百万円（前連結会計年度比24.8%減）となりました。

### ＜環境ソリューション事業＞

民間受注は堅調に推移しましたが、官公庁受注が前年同期を下回ったことから、前年同期と比べ減収となりました。利益面では、利益率を重視した受注に努めたことから、前年同期並みの利益を確保しました。

この結果、売上高は620百万円（前連結会計年度比3.3%減）、セグメント利益は36百万円（前連結会計年度比0.6%減）となりました。

### ＜碎石砕砂・マテリアルリサイクル事業＞

碎石砕砂事業では、アスファルト合材向け商品の販売が増加したことから、前年同期と比べ増収となりました。利益面では、生コンクリート向け需要の低迷により自社製品の販売が減少したことから、前年同期と比べ減益となりました。

マテリアルリサイクル事業では、エリア内の解体物件の減少により、がれき類の集荷量が前年を大きく下回りました。

この結果、売上高は2,010百万円（前連結会計年度比3.7%増）、セグメント利益は89百万円（前連結会計年度比41.0%減）となりました。

<その他事業>

報告セグメント以外の事業業績は、売上高は150百万円（前連結会計年度比0.9%減）、セグメント損失は6百万円（前連結会計年度はセグメント損失20百万円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、上記各セグメント別売上高の合計からセグメント間の内部売上高108百万円を差引き、36,348百万円となり、営業利益は、上記各セグメント別利益または損失の合計からセグメント間の取引消去額、および管理部門経費など各事業に帰属しない全社費用の合計884百万円を差引き、1,915百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は533百万円であり、その主な内容は、安全確保および操業維持に必要な設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2015年8月に取引銀行5行より総額1,400百万円の長期借入を実施しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。



## (2) 財産および損益の状況

営業成績および財産の状況の推移は、次のとおりであります。

| 区 分                                            | 第 22 期<br>(2013年 3 月期) | 第23期<br>(2014年 3 月期) | 第24期<br>(2015年 3 月期) | 第25期<br>(当連結会計年度)<br>(2016年 3 月期) |
|------------------------------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                                    | 40,175                 | 43,591               | 35,494               | 36,348                            |
| 経 常 利 益 また は<br>経 常 損 失 (△) (百万円)              | △1,235                 | △641                 | 348                  | 1,931                             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>または親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円) | △1,480                 | △11,093              | 549                  | 2,503                             |
| 1 株当たり当期純利益<br>または1 株当たり当期純損失(△) (円)           | △211.48                | △1,584.79            | 78.52                | 357.67                            |
| 総 資 産 (百万円)                                    | 41,348                 | 27,292               | 27,938               | 25,828                            |
| 純 資 産 (百万円)                                    | 16,482                 | 5,160                | 6,028                | 7,716                             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2013年7月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名       | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                               |
|-------------|-------|----------|---------------------------------------|
| 株 式 会 社 上 武 | 30百万円 | 100.0%   | 碎石砕砂の製造販売、建設廃材等の中間処理、再生骨材・木くずチップの製造販売 |

(注) 上記の重要な子会社を含め、連結子会社は4社であります。

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、原油安や雇用・所得環境の改善等が下支えとなり、緩やかな景気回復が予想されるものの、中国を中心とした新興国経済の減速による景気下振れリスクには、引き続き留意する必要があります。

鉄鋼建設資材事業の業績に影響がある建設需要は、東京オリンピック関連案件や再開発案件等の需要が期待されるものの、その進捗スピードが遅いため、足元は厳しい事業環境となっております。製品市況については、足元では反転の兆候が見受けられますが、当連結会計年度に比べ鉄スクラップ価格との値差（メタルスプレッド）の縮小を余儀なくされるものと考えております。

農業資材事業の業績に影響がある肥料需要は、作付面積の減少、農産物価格の低迷、施肥の省力化などにより減少傾向が予想されます。また、昨年10月に大筋合意されたTPP（環太平洋パートナーシップ）協定については、わが国の農業に与える影響と政府の中長期的な農業対策の効果を注視する必要があります。

このような事業環境のもと、当社グループは、2018年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「ASAHI2018プロジェクト」をスタートしました。2016年度は中期経営計画の初年度として、計画の達成に邁進してまいります。

通期の連結業績見通しにつきましては、売上高は33,000百万円（前連結会計年度比9.2%減）、営業利益は1,500百万円（前連結会計年度比21.7%減）、経常利益は1,500百万円（前連結会計年度比22.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,300百万円（前連結会計年度比48.1%減）を見込んでおります。

#### (5) 主要な事業（セグメント）内容（2016年3月31日現在）

##### ① 鉄鋼建設資材事業

鉄鋼事業：鉄筋用棒鋼、構造用鋼等の製造販売

ねじ節鉄筋事業：ねじ節鉄筋の製造販売

##### ② 農業資材事業

肥料事業：有機質肥料、無機肥料の製造販売

農芸事業

園芸事業：家庭向け園芸肥料、園芸資材の製造販売

種苗事業：野菜等種苗の生産販売

乾牧草事業：乾牧草の輸入販売

（注）2016年4月1日をもって、従来の肥料事業と園芸事業を統合しました。今後は、両事業を一体的に運営し、販売拡大および生産効率化に取り組んでまいります。

③ 環境ソリューション事業：

環境アセスメント、環境調査分析、環境コンサルティング、放射能測定

④ 砕石砕砂・マテリアルリサイクル事業

砕石砕砂事業：砕石砕砂の製造販売

マテリアルリサイクル事業：建設廃材等の中間処理、再生骨材・木くずチップの製造販売

(6) 主要な営業所および工場（2016年3月31日現在）

① 当社

本社

東京都豊島区

事業所

埼玉事業所（全部門）

埼玉県児玉郡神川町

大阪事業所（肥料）

大阪府大阪市北区

工場

埼玉工場（鉄鋼・ねじ鉄筋）

埼玉県児玉郡神川町

関東工場（肥料）

埼玉県児玉郡神川町

千葉工場（肥料）

千葉県旭市

関西工場（肥料）

滋賀県甲賀市

② 主要な子会社

株式会社上武

埼玉県秩父郡皆野町

(7) 使用人の状況（2016年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数         | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|-------------|
| 502 名 (105名) | 9名減 (1名増)   |

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、当社グループから当社グループ外への出向者を除いており、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数        | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-----------|-------|--------|
| 412 名 (59名) | 8名減 (1名増) | 38.8歳 | 14.8年  |

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2016年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 2,193百万円 |
| 農林中央金庫       | 1,907    |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,469    |
| 株式会社群馬銀行     | 1,426    |
| 株式会社りそな銀行    | 1,318    |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2016年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,000,000株 (自己株式200,000株を除く)
- ③ 株主数 6,872名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名                | 持株数      | 持株比率 |
|--------------------|----------|------|
| 阪和興業株式会社           | 600,000株 | 8.6% |
| 三井物産株式会社           | 600,000  | 8.6  |
| アサガミ株式会社           | 522,000  | 7.5  |
| 片倉コープアグリ株式会社       | 300,000  | 4.3  |
| 農林中央金庫             | 210,000  | 3.0  |
| 東京鐵鋼株式会社           | 200,000  | 2.9  |
| 日本マタイ株式会社          | 181,000  | 2.6  |
| 伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社 | 180,000  | 2.6  |
| カネヒラ鉄鋼株式会社         | 180,000  | 2.6  |
| 株式会社クレディセゾン        | 134,700  | 1.9  |

(注) 持株比率は自己株式 (200,000株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役および監査役の状況（2016年3月31日現在）

| 地位      | 氏名   | 担当および重要な兼職の状況      |
|---------|------|--------------------|
| 代表取締役社長 | 村上政徳 |                    |
| 常務取締役   | 中村紀之 | 鉄鋼建設資材本部長          |
| 常務取締役   | 町田尚輝 | 農業資材本部長            |
| 常務取締役   | 矢口誠  | 管理本部長              |
| 取締役     | 広瀬清  | 農業資材本部副本部長兼肥料事業部長  |
| 取締役     | 佐藤真  | 鉄鋼建設資材本部鉄鋼事業部埼玉工場長 |
| 取締役     | 稲場進  | 管理本部副本部長           |
| 取締役     | 田島伸一 |                    |
| 常勤監査役   | 田島一郎 |                    |
| 常勤監査役   | 佐藤光  |                    |
| 監査役     | 村田恒  |                    |
| 監査役     | 新垣良爾 |                    |

- (注) 1. 取締役田島 伸一氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役村田 恒氏および監査役新垣 良爾氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役新垣 良爾氏は、長年の銀行勤務経験において経理・財務を経験するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当事業年度の役員の異動は、次のとおりであります。
- (1) 退任  
 2015年6月25日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって、赤松 清茂氏が任期満了により取締役を退任いたしました。また、2016年3月31日をもって、佐藤 真氏が辞任により取締役を退任いたしました。
- (2) 就任  
 2015年6月25日開催の第24期定時株主総会において、村上 政徳、田島 伸一の両氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。

5. 2016年4月1日付で次の取締役の担当の変更がありました。

| 新                         | 氏名    | 旧                                       |
|---------------------------|-------|-----------------------------------------|
| 取 締 役 農 業 資 材 本 部 副 本 部 長 | 広 瀬 清 | 取 締 役 農 業 資 材 本 部 副 本 部 長 兼 肥 料 事 業 部 長 |

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外役員との間に、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。

この定めに基づき、当社は各社外役員との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分             | 員 数       | 報 酬 等 の 額   |
|-----------------|-----------|-------------|
| 取 締 役           | 9名        | 135百万円      |
| 監 査 役           | 4         | 49          |
| 合 計<br>(うち社外役員) | 13<br>(3) | 185<br>(11) |

- (注) 1. 上記の員数には、2015年6月25日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社の役員報酬制度は、会社業績を報酬に反映させる業績連動報酬制度を導入しております。業績連動報酬は、前年度の会社業績を所定の評価基準に基づき評価し、当該評価に応じて各取締役の報酬を決定しております。業務執行から独立した立場である監査役の報酬については、固定報酬として監査役の協議により決定しております。
4. 取締役の報酬限度額は、1992年3月25日開催の臨時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、1992年3月25日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

ハ 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名     | 会 社 役 員 の 地 位 | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                      |
|---------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 田 島 伸 一 | 取 締 役         | 就任後に開催された取締役会14回のうち13回に出席のほか、経営会議などにも出席し、議案審議に関して、他社での会社経営や海外勤務の経験に基づいて、幅広い観点から発言を行っております。                                       |
| 村 田 恒   | 監 査 役         | 当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会15回すべてに出席のほか、会計監査人との監査協議会にも出席し、議案審議や監査内容等に関して、法律の専門家としての経験と見識に基づいて、客観的な視点からの発言を行っております。                   |
| 新 垣 良 爾 | 監 査 役         | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、監査役会15回のうち14回に出席のほか、会計監査人との監査協議会などにも出席し、議案審議や監査内容等に関して、豊富なビジネス経験、財務・会計に関する知見等に基づいて、幅広い視野からの発言を行っております。 |

(注) 社外取締役田島 伸一氏、社外監査役村田 恒氏および社外監査役新垣 良爾氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                      | 支払額   |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 37百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について会社法第399条の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する公認会計士等による確認業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会の意見も聴取し、監査役会にて所定の判断基準に基づき、会計監査人の再任の可否を判断します。不再任とする場合は、後任の会計監査人の選任についても検討します。

会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する株主総会議案の内容は、監査役会が決定します。

取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。



- ⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分  
金融庁が2015年12月22日付で発表した業務停止処分の概要
- イ 処分対象  
新日本有限責任監査法人
  - ロ 処分内容  
2016年1月1日から同年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
  - ハ 処分理由
    - ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため
    - ・ 監査法人の運営が著しく不当と認められたため
- ⑥ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、当社の取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社の業務の適正を確保するための体制
- 当社グループの取締役および社員は、法令遵守はもとより、企業人、社会人として求められる価値観、倫理観によって誠実に行動し、常に企業の社会的責任を全うすることが、企業価値の向上につながるとの認識のもと、「倫理憲章」ならびに「行動規範」を定め、コンプライアンスの徹底に努めております。
- また、当社グループは、コンプライアンス委員会を組織し、全社横断的な統括体制のもとでコンプライアンスの推進に取り組むほか、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反行為の未然防止および早期発見と適切な対応を図るとともに、当社の内部統制室内部監査課が社長の指揮のもとコンプライアンスの状況を監査することとしております。
- それに加え、当社は、財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備しております。

さらに、当社グループは、反社会的勢力・団体に対し断固たる行動をとり、一切の関係を遮断することを基本方針とし、この方針の周知徹底と適切な対応を図るため、対応統括部署を当社の総務人事部とした対応窓口責任者を各事業拠点に設置、警察および弁護士等の外部の専門機関との関係の構築、ならびに対応基本マニュアルの整備および各種研修の実施等、グループ内体制を整備しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等（電磁的記録を含む）、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書規程」等に基づき定められた期間、保存管理するとともに、取締役または監査役からの要請等、必要に応じて閲覧できる状態を維持しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、リスク低減・解消策の推進および対応マニュアルの整備等、自主的にリスク管理施策の推進に取り組むものとし、組織横断的リスク状況の把握および全社的対応については、リスク管理委員会が行うこととしております。また、当社の内部統制室内部監査課は、社長の指揮のもと各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。

さらにリスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理に関する体制および施策等の整備を行い、リスク管理のさらなる強化を図ってまいります。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成に向けた各部門の具体的目標と予算を設定しております。また、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

さらに、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行う機関として、取締役会の下に、社長を議長とする経営会議を設けております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の管理の方針、体制および基準を定めた「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の育成・強化を図るとともに、当社の内部統制室内部監査課が社長の指揮のもと関係会社の監査を実施するなど、関係会社に対する適切な経営管理に努めております。

また、当社は、関係会社を含めたコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会の開催などにより、グループ全体の適正かつ効率的な業務遂行、遵法意識の向上、リスク管理体制の強化を図っております。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
取締役会は、監査役会から求めがあった場合には、監査役が必要とする知識・能力を備えた要員を、監査役と協議のうえ極力早期に配置するように努めるものとします。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
取締役会は、配置する使用人については、監査役の指揮命令に服することを明確にするとともに、人事異動、人事評価、懲戒については監査役の同意を必要とする等、当該使用人の取締役からの独立性確保に配慮するものとします。
- ⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の監査役からの指示の実効性の確保に関する事項  
取締役会は、配置する使用人が、専ら監査役から監査業務に必要な指示、命令を受けることができる体制を確保するものとします。
- ⑨ 当社グループの取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する事項  
当社グループでは、当社の監査役に対して、法定の事項に加えて、内部監査の結果、コンプライアンスおよびリスク管理の推進状況に係る定期的な点検結果、内部通報窓口への通報内容、重要な開示書類・決裁文書その他の重要な事項について定期または随時報告するほか、当社の監査役からその職務遂行上求められた事項について速やかに報告することとしております。
- ⑩ 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および社員に周知徹底するものとします。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役会があらかじめ予算に計上した監査役の監査およびその他職務の執行について生ずる費用ならびに緊急または臨時に支出した費用を当社負担により、経理規程に則って処理を行うものとします。
- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、相互の課題等についての意見交換を通じて相互認識を深めることとしております。  
また、内部統制室内部監査課は内部監査の実施にあたり、監査役と緊密な関係を保つとともに、必要な場合には、監査役業務に関する支援を行うこととしております。

## **(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

- ① コンプライアンスに関する取組みの状況  
当社グループの役員および社員を対象としたハラスメント研修の実施等、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。また、当社グループを対象とした内部通報窓口を設け、問題の早期発見と改善に努めております。
- ② リスク管理に関する取組みの状況  
リスク管理委員会が中心となって、想定されるリスク項目を抽出し、改善策を検討しております。また、事業継続に重大な影響を及ぼす大規模災害に備え、BCP（事業継続計画）に基づいた訓練を行い、改善策を検討しております。
- ③ 職務執行の適正および効率性の確保に関する取組みの状況  
当社グループの役員等をメンバーとする各会議を開催し、予算に対する進捗状況の確認や事業計画の見直しを行っており、その内容は毎月開催される定例の取締役会で審議されております。また、当社グループの役員等をメンバーとする各会議での審議を経て、取締役会で2018年度を最終年度とする中期経営計画を決議しております。
- ④ 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況  
当社の監査役は、当社グループの各会議等で役員や社員から業務の執行状況等の報告を受けております。また、代表取締役社長との会合を四半期毎に実施し、監査概要や事業動向等について意見交換を行っております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

### ① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、2008年5月19日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定め、2011年5月18日開催の取締役会において一部変更のうえ継続する旨決議いたしました。基本方針の具体的な内容は以下のとおりです。

当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、株主の皆様の自由な意志によってなされるべきであると考えております。しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に大規模な買付行為を強行するといった動きが見られます。このような一方的な大規模買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されないまま株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、対象企業の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されていないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないと判断されるもの等、対象企業の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことに繋がるおそれのあると判断される買付行為があることは否定できません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、循環社会の実現を目指し、事業特性ならびに株主をはじめとする国内外の顧客・社員・取引先などの各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることを目指す者であることが必要と考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## ② 当社の基本方針の実現に資する特別の取組みについて

### イ 当社の企業価値および企業価値の源泉

当社ならびに当社グループは、資源循環型社会の担い手として「スペシャリティ（明確な強み）」を持ち、高品質へのこだわりをもって技術・開発力を更に強化し、「スペシャリティ分野（強みを有する分野）」のリーダーを目指してまいります。

・「誠実で、公正、公平、誰からも愛される会社であり続けます。」

・「良い製品、良いサービスを提供し、地球環境に貢献し続けます。」

と定める当社グループの経営理念のもと、事業の拡大発展に努めることこそが、当社グループ全体の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。

### ロ 企業価値向上のための取組み

今後の事業展開につきましては、2016年5月10日に公表いたしました2018年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「ASAHI2018プロジェクト」に基づき、企業価値向上に努めてまいります。

具体的な基本戦略は、以下のとおりです。

#### a. 「スペシャリティ分野（強みを有する分野）」への経営資源のシフト

当社が優位性を持つ技術・開発力を更に強化し、各事業におけるスペシャリティ分野（強みを有する分野）でのリーダーを目指します。

また、当社事業を、基盤事業、収益事業、挑戦事業に分類し、経営資源の投下、事業ポートフォリオの見直しを適時適切に行ってまいります。

（基盤事業） 鉄鋼建設資材事業、肥料事業、砕石砕砂事業

（収益事業） 乾牧草事業

（挑戦事業） 種苗事業

各事業の戦略は次のとおりです。

#### <鉄鋼建設資材事業>

鉄鋼建設資材事業においては、関東の電炉メーカー小形棒鋼シェアにおいてトップグループを目指します。特に、製造技術の優位性を活かし、今後も底固い需要が見込まれる高強度鉄筋、太径鉄筋、ねじ筋鉄筋の製造・販売に注力し、中計期間以降の需要減少にも対応可能な収益基盤を構築します。

### (重点施策)

- ・ 高強度鉄筋、太径鉄筋、ねじ節鉄筋への経営資源のシフト
- ・ 電力原単位の低減など本源的なコストダウンの追求
- ・ 製品ポートフォリオの見直しなどによる生産性の向上

### <農業資材事業>

農業資材事業においては、肥料事業を「基盤事業」（農業資材事業のコア事業）、乾牧草事業を「収益事業」（安定的高収益の維持）、種苗事業を「挑戦事業」（選択と集中による収益改善）と位置付け、種子と牧草というスペシャリティを持った肥料メーカーとしての発展を目指します。また、各事業の海外展開を成長分野と位置付け、更なる拡大を図ります。

#### (重点施策)

##### 肥料事業

- ・ 製造技術に強みを有する粒状有機質肥料の製造・販売数量拡大
- ・ 未利用資源活用による原料開発と、3工場一体運営による生産効率化
- ・ 中国における有機質肥料の製造・販売

##### 乾牧草事業

- ・ アジアを中心とした需要拡大を背景に、安定した利益構造を持つジョンソン朝日との一体運営

##### 種苗事業

- ・ 自社品種の開発と国内外への販売拡大

### <碎石砕砂事業（株式会社上武）>

碎石砕砂事業においては、埼玉県ナンバー1の地位堅持と新砵区確保（2016年度予定）によるシェア拡大を目指します。

#### (重点施策)

- ・ 新砵区を確保し良質な製品の製造、販売拡大
- ・ 強みである多品種・安定供給を活かし、底固い需要が見込まれる生コンクリート、アスファルト合材向け単砕・砕砂を販売

### b. ガバナンス体制、業務執行における経営の刷新（迅速性・透明性の向上）

監査等委員会設置会社への移行、組織改正等により、ガバナンス体制を刷新するとともに、関係会社への管理業務集約による業務効率化に取り組みます。また、執行役員制度の導入、人事制度の改定等により、「人財」基盤の充実を図ります。

c. 強固な財務基盤の再構築

安定収益による有利子負債の圧縮を通じて、財務基盤の再構築を図ります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、2008年5月19日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「原対応方針」といいます。）の導入を決定し、2008年6月25日に開催した当社第17期定時株主総会においてご承認いただきました。

そして、原対応方針の有効期間満了に伴い、2014年6月24日に開催した当社第23期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の継続」（以下「本対応方針」といいます。）に関する議案をお諮りしご承認をいただいております。なお、本対応方針の有効期間は、2017年6月に開催予定の当社第26期定時株主総会の終結時までとしております。

本対応方針の具体的な内容は以下のとおりです。

当社取締役会は、株券等保有割合が20%以上となる大規模買付者に対し、本対応方針に定められた手続きに従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した「大規模買付意向表明書」および大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の事前提供と当該大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成および代替案の立案のための期間として原則60日間の取締役会評価期間の確保を求めます。

当社取締役会は、取締役会評価期間の間、大規模買付者が本対応方針に基づくルールを遵守したか否か、あるいは、当該大規模買付行為が会社に回復しがたい損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか、という観点から、評価、検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示するとともに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針で定める発動条件に照らしあわせ、本対応方針に基づくルールを遵守しない大規模買付者、または、提出された「大規模買付情報」を評価・検討した結果、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断した大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。



対抗措置は原則として新株予約権の無償割当としておりますが、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合は、その他の対抗措置が用いられることもあります。

また、本対応方針の合理性および公平性を確保し、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置発動の際、取締役会は特別委員会に対抗措置発動の是非を諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

- ④ 上記②および③の取組みが上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由について

イ 上記②の取組みについて当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、上記②の取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記①の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記②の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ロ 上記③の取組みについて当社取締役会の判断

上記③の取組みは、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針決定が支配されることを防止する取組みであり、また当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討に必要な時間の確保を求めるためのものであります。

さらに、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置発動の際、取締役会は特別委員会に対抗措置発動の是非を諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしていること、また上記③の取組みの継続については、2014年6月24日に開催した当社第23期定時株主総会でご承認いただいております。今後継続する場合も当社株主様のご承認を要することとしていることなど、合理性および公平性を確保し、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための制度および手続きが確保されております。

したがって、上記③の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部        |               | 負債の部           |               |
|-------------|---------------|----------------|---------------|
| 科 目         | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
| <b>流動資産</b> | <b>13,845</b> | <b>流動負債</b>    | <b>13,348</b> |
| 現金及び預金      | 2,640         | 支払手形及び買掛金      | 3,831         |
| 受取手形及び売掛金   | 4,727         | 短期借入金          | 4,950         |
| 商品及び製品      | 4,754         | 1年内償還予定の社債     | 60            |
| 原材料及び貯蔵品    | 1,397         | 1年内返済予定の長期借入金  | 1,649         |
| その他         | 328           | 未払法人税等         | 231           |
| 貸倒引当金       | △1            | 賞与引当金          | 271           |
| <b>固定資産</b> | <b>11,982</b> | 未払金            | 1,461         |
| 有形固定資産      | 10,116        | その他            | 893           |
| 建物及び構築物     | 3,134         | <b>固定負債</b>    | <b>4,762</b>  |
| 機械装置及び運搬具   | 3,509         | 社債             | 30            |
| 土地          | 2,678         | 長期借入金          | 3,234         |
| その他         | 792           | 環境対策引当金        | 87            |
| 無形固定資産      | 182           | 退職給付に係る負債      | 1,097         |
| 投資その他の資産    | 1,683         | その他            | 312           |
| 投資有価証券      | 1,437         | <b>負債合計</b>    | <b>18,111</b> |
| その他         | 247           | <b>純資産の部</b>   |               |
| 貸倒引当金       | △2            | <b>株主資本</b>    | <b>7,864</b>  |
|             |               | 資本金            | 2,190         |
|             |               | 資本剰余金          | 1,802         |
|             |               | 利益剰余金          | 4,166         |
|             |               | 自己株式           | △293          |
|             |               | その他の包括利益累計額    | △148          |
|             |               | その他有価証券評価差額金   | 26            |
|             |               | 為替換算調整勘定       | 64            |
|             |               | 退職給付に係る調整累計額   | △239          |
|             |               | <b>純資産合計</b>   | <b>7,716</b>  |
| <b>資産合計</b> | <b>25,828</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>25,828</b> |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2015年4月1日から  
2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額  |        |
|-----------------|------|--------|
| 売上高             |      | 36,348 |
| 売上原価            |      | 28,064 |
| 売上総利益           |      | 8,284  |
| 販売費及び一般管理費      |      | 6,369  |
| 営業利益            |      | 1,915  |
| 営業外収益           |      |        |
| 受取利息            | 2    |        |
| 受取配当金           | 35   |        |
| 持分法による投資利益      | 187  |        |
| その他の利益          | 56   | 280    |
| 営業外費用           |      |        |
| 支払利息            | 154  |        |
| 売上割引            | 82   |        |
| その他の費用          | 27   | 264    |
| 経常利益            |      | 1,931  |
| 特別利益            |      |        |
| 固定資産売却益         | 2    |        |
| 投資有価証券売却益       | 407  | 410    |
| 特別損失            |      |        |
| 固定資産処分損         | 40   |        |
| 環境対策引当金繰入額      | 77   | 118    |
| 税金等調整前当期純利益     |      | 2,223  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 246  |        |
| 法人税等調整額         | △527 | △280   |
| 当期純利益           |      | 2,503  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |      | 2,503  |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2015年 4 月 1 日から  
2016年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |       |      |        |
|-------------------------|-------|-------|-------|------|--------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高                   | 2,190 | 1,802 | 1,662 | △293 | 5,361  |
| 当期変動額                   |       |       |       |      |        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |       |       | 2,503 |      | 2,503  |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |       |       |       |      |        |
| 当期変動額合計                 |       |       | 2,503 |      | 2,503  |
| 当期末残高                   | 2,190 | 1,802 | 4,166 | △293 | 7,864  |

|                         | その他の包括利益累計額  |          |              |               | 純資産合計 |
|-------------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |
| 当期首残高                   | 354          | 131      | 181          | 667           | 6,028 |
| 当期変動額                   |              |          |              |               |       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |              |          |              |               | 2,503 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | △327         | △67      | △420         | △815          | △815  |
| 当期変動額合計                 | △327         | △67      | △420         | △815          | 1,688 |
| 当期末残高                   | 26           | 64       | △239         | △148          | 7,716 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部           |               |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>12,908</b> | <b>流動負債</b>    | <b>12,826</b> |
| 現金及び預金          | 2,103         | 支払手形           | 163           |
| 受取手形            | 203           | 買掛金            | 3,368         |
| 売掛金             | 3,655         | 短期借入金          | 4,950         |
| 商品及び製品          | 4,669         | 1年内償還予定の社債     | 60            |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,362         | 1年内返済予定の長期借入金  | 1,649         |
| 前払費用            | 60            | リース債務          | 37            |
| 繰延税金資産          | 144           | 未払金            | 1,406         |
| 関係会社短期貸付金       | 620           | 未払費用           | 157           |
| その他             | 90            | 未払法人税等         | 176           |
| 貸倒引当金           | △0            | 前受金            | 6             |
| <b>固定資産</b>     | <b>10,422</b> | 預り金            | 18            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,805</b>  | 賞与引当金          | 233           |
| 建物              | 2,650         | その他            | 598           |
| 構築物             | 359           | <b>固定負債</b>    | <b>4,319</b>  |
| 機械及び装置          | 3,319         | 社債             | 30            |
| 車両運搬具           | 4             | 長期借入金          | 3,234         |
| 工具、器具及び備品       | 175           | リース債務          | 72            |
| 土地              | 2,207         | 退職給付引当金        | 763           |
| リース資産           | 87            | 環境対策引当金        | 87            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>177</b>    | 資産除去債務         | 95            |
| ソフトウェア          | 61            | その他            | 36            |
| 施設利用権           | 106           | <b>負債合計</b>    | <b>17,146</b> |
| 電話加入権           | 8             | <b>純資産の部</b>   |               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,440</b>  | <b>株主資本</b>    | <b>6,164</b>  |
| 投資有価証券          | 878           | 資本金            | 2,190         |
| 関係会社株式          | 358           | 資本剰余金          | 1,802         |
| 出資金             | 3             | 資本準備金          | 1,802         |
| 関係会社出資金         | 91            | <b>利益剰余金</b>   | <b>2,466</b>  |
| 従業員に対する長期貸付金    | 0             | 利益準備金          | 52            |
| 長期前払費用          | 1             | その他利益剰余金       | 2,413         |
| 繰延税金資産          | 46            | 固定資産圧縮積立金      | 748           |
| その他             | 61            | 別途積立金          | 200           |
| 貸倒引当金           | △1            | 繰越利益剰余金        | 1,464         |
|                 |               | <b>自己株式</b>    | <b>△293</b>   |
|                 |               | 評価・換算差額等       | 19            |
|                 |               | その他有価証券評価差額金   | 19            |
| <b>資産合計</b>     | <b>23,331</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>6,184</b>  |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>23,331</b> |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2015年 4 月 1 日から  
2016年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目       |              | 金 額  |        |
|-----------|--------------|------|--------|
| 売上高       | 売上           |      | 33,675 |
|           | 売上原価         |      | 26,533 |
| 営業利益      | 営業総利益        |      | 7,141  |
|           | 販売費及び一般管理費   |      | 5,346  |
| 営業外収益     | 営業外収益        |      | 1,794  |
|           | 受取利息         | 7    |        |
| 営業外費用     | 受取配当金        | 160  |        |
|           | 仕入割引         | 18   |        |
| 経常利益      | その他          | 30   | 216    |
|           | 営業外費用        |      |        |
| 特別利益      | 支払利息         | 156  |        |
|           | 売上割引         | 82   |        |
| 特別損失      | その他          | 16   | 255    |
|           | 経常利益         |      | 1,755  |
| 税引前当期純利益  | 特別利益         |      |        |
|           | 固定資産売却益      | 0    |        |
| 当期純利益     | 投資有価証券売却益    | 407  | 407    |
|           | 特別損失         |      |        |
| 当 期 純 利 益 | 固定資産処分損      | 38   |        |
|           | 環境対策引当金繰入額   | 77   | 116    |
| 当 期 純 利 益 | 税引前当期純利益     |      | 2,046  |
|           | 法人税、住民税及び事業税 | 147  |        |
| 当 期 純 利 益 | 法人税等調整額      | △533 | △386   |
|           | 当期純利益        |      | 2,432  |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2015年 4 月 1 日から  
2016年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |              |       |           |       |         |              |
|-------------------------|-------|-------|--------------|-------|-----------|-------|---------|--------------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |              | 利益剰余金 |           |       |         |              |
|                         |       | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金  |       |         | 利益剰余金<br>合 計 |
|                         |       |       |              |       | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |              |
| 当期首残高                   | 2,190 | 1,802 | 1,802        | 52    | 736       | 200   | △955    | 33           |
| 当期変動額                   |       |       |              |       |           |       |         |              |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |       |       |              |       | △2        |       | 2       | —            |
| 固定資産圧縮積立金の積立            |       |       |              |       | 14        |       | △14     | —            |
| 当 期 純 利 益               |       |       |              |       |           |       | 2,432   | 2,432        |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） |       |       |              |       |           |       |         |              |
| 当期変動額合計                 | —     | —     | —            | —     | 12        | —     | 2,420   | 2,432        |
| 当期末残高                   | 2,190 | 1,802 | 1,802        | 52    | 748       | 200   | 1,464   | 2,466        |

|                         | 株主資本 |        | 評価・換算差額等           |            | 純資産合計 |
|-------------------------|------|--------|--------------------|------------|-------|
|                         | 自己株式 | 株主資本合計 | そ の 他<br>有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |       |
| 当期首残高                   | △293 | 3,732  | 347                | 347        | 4,079 |
| 当期変動額                   |      |        |                    |            |       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |      | —      |                    |            | —     |
| 固定資産圧縮積立金の積立            |      | —      |                    |            | —     |
| 当 期 純 利 益               |      | 2,432  |                    |            | 2,432 |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） |      |        | △327               | △327       | △327  |
| 当期変動額合計                 | —    | 2,432  | △327               | △327       | 2,104 |
| 当期末残高                   | △293 | 6,164  | 19                 | 19         | 6,184 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2016年5月11日

朝日工業株式会社  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 田 島 昇 ⑤  
業 務 執 行 社 員  
指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 本 間 愛 雄 ⑤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、朝日工業株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2016年5月2日開催の取締役会において、会社が100%出資する連結子会社である株式会社環境科学コーポレーションの発行済株式の全てを、Eurofins Environment Testing LUX Holding S.à r.l.に譲渡することを決議し、同日付けで株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2016年5月11日

朝日工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 島 昇 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 本 間 愛 雄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、朝日工業株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2016年5月2日開催の取締役会において、会社が100%出資する連結子会社である株式会社環境科学コーポレーションの発行済株式の全てを、Eurofins Environment Testing LUX Holding S.à r.l.に譲渡することを決議し、同日付けで株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月18日

| 朝 日 工 業 株 式 会 社 |     | 監査役会 |   |
|-----------------|-----|------|---|
| 常勤監査役           | 田 島 | 一 郎  | ㊞ |
| 常勤監査役           | 佐 藤 | 光    | ㊞ |
| 社外監査役           | 村 田 | 恒    | ㊞ |
| 社外監査役           | 新 垣 | 良 爾  | ㊞ |

以 上

[illegible]

# 株主総会会場 ご案内図

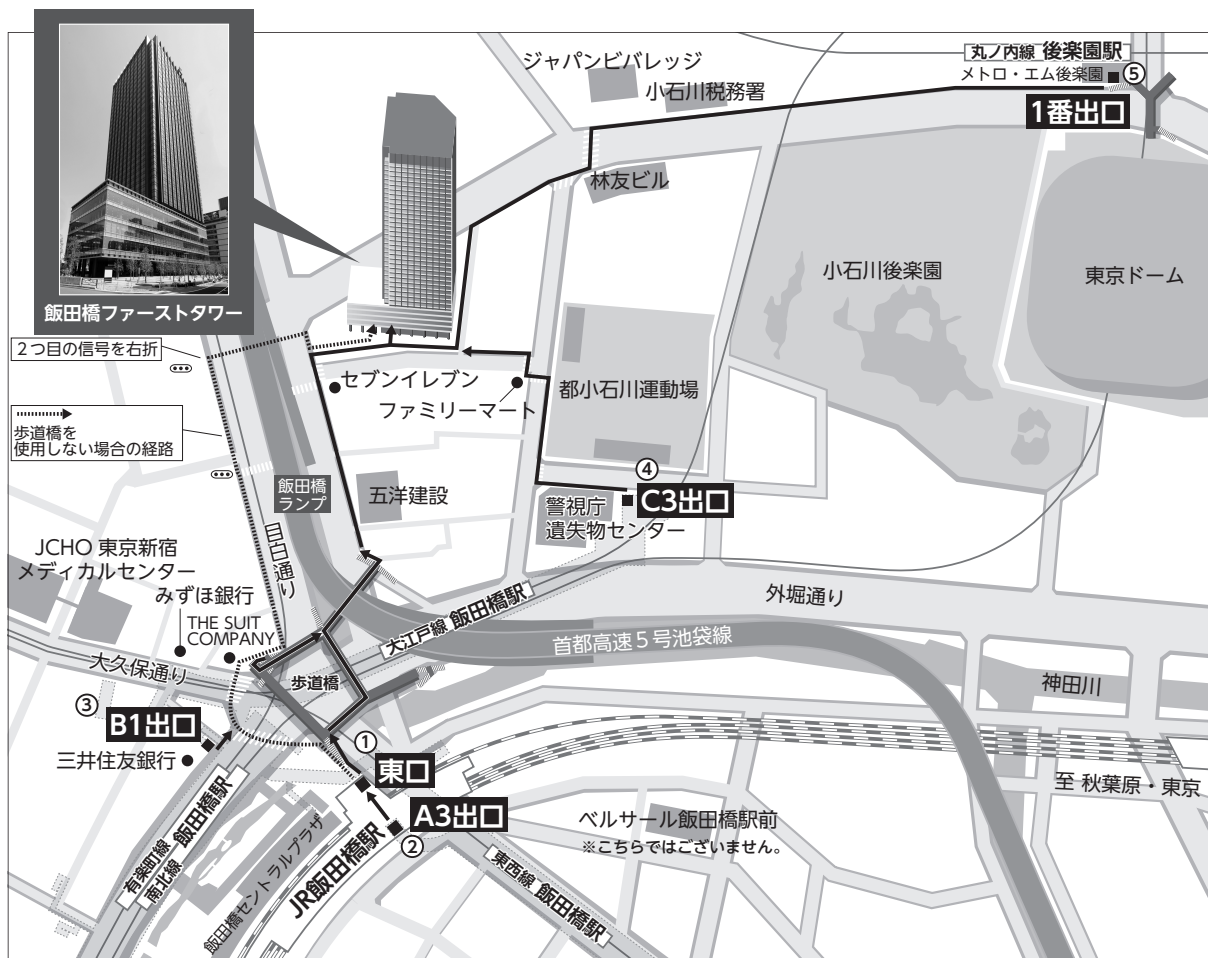
会場

東京都文京区後楽二丁目6番1号

住友不動産飯田橋ファーストタワー 地下1階

## ベルサール飯田橋ファースト

※ベルサール飯田橋駅前ではございません。



交通の  
ご案内

- ① JR総武線 飯田橋駅 **東口** 徒歩7分
- ② 東京メトロ東西線 飯田橋駅 **A3出口** 徒歩7分
- ③ 東京メトロ 有楽町線・南北線 飯田橋駅 **B1出口** 徒歩7分

- ④ 都営大江戸線 飯田橋駅 **C3出口** 徒歩4分
- ⑤ 東京メトロ丸ノ内線 後楽園駅 **1番出口** 徒歩9分

※お車でのご来場は、ご遠慮ください。  
 ※クロークの用意はございませんので、ご了承ください。  
 ※会場への案内看板を持った社員が立っております。



ユニバーサルデザイン (UD) の  
 考え方に基づき、より多くの人へ  
 適切に情報を伝えられるよう配  
 慮した見やすいユニバーサルデ  
 ザインフォントを採用しています。